

市県民税の申告は3月15日までです 忘れずに申告しましょう

平成19年1月1日現在、仙北市に住所を有している方は、仙北市に前年(平成18年1月1日から12月31日まで)の収入の状況を申告しなければなりません。申告書用紙は1月22日から税務課、各地域センター及び各出張所の窓口に備えていますので、3月15日(木)までに申告してください。なお、2月6日(火)から3月15日(木)まで申告相談日を設けますので、ご利用ください。

◆申告が必要な方◆

給与や年金のほかに、農業や事業を行っている方や、家賃・地代・小作料・受取保険金・譲渡所得(土地、建物を買った方)など、ほかに収入がある方は申告しなければなりません。

収入が全くない場合でも、18歳以上の方は収入がない旨の申告が必要です。

申告がない場合は、所得等各種証明書が発行されなかったり、国民健康保険税の軽減制度が適用されなかったりする場合もありますので、必ず期限内に申告を!!

平成19年度市県民税申告相談日程表

相 談 日	受 付 時 間	対 象 地 区		会 場
2月 6日(火)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分	田 沢 湖 地 区	城廻、田中、本町、熊ノ林、石川原野、羽根ヶ台、太田、中関、六丁野、下道	神代就業改善センター
2月 7日(水)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		赤平、七ツ関、神代中央通、院内上・下、柏林、鎌川上・下、国館上・下、生田松原	
2月 8日(木)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		野中清水、上・中・下生田、荒川尻1・2・3、上谷地、下荒川尻、下谷地川	
2月 9日(金)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		下森腰1・2・3・4、上森腰1・2・3、東田、手習石、大船、柴倉、出口、上真崎野、上卒田	
2月11日(日)	午前9時～11時30分 午後1時～ 3時		荒町1・2・3・4、真崎、大荒田、黒倉、戸狩野、抱返り、大石野・中野、わらび座	
2月13日(火)	午前9時～11時30分 午後1時～ 3時30分	西	上桧木内地区全域	紙風船館
2月14日(水)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分	木 地 区	上中里、中里、小滝、小波内、吉田、相内潟、相内上・下、松葉上・中	桧木内公民館
2月15日(木)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		松葉下、橋掛通り、高屋、畑中、山口1・2・3、長戸呂上・下、下田	
2月16日(金)	午前9時～12時		木田・相沢、久保、大台野、大台野開	
2月18日(日)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分	田 沢 湖 地 区	高野、石神、春山、高原、造道、上中生保内、下中生保内	田沢湖総合開発センター
2月19日(月)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		武蔵野上1・2・3・4、武蔵野下1・2・3・4、上滝沢	
2月20日(火)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		武蔵野下5、栄町、大杉沢団地、柳沢団地、新町宮団地、男坂下3、駅前、男坂上・下	
2月21日(水)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		浮世坂、横町、宿北、宿南、久保、沼田、手倉、相内	
2月22日(木)	午前9時～11時30分 午後1時～ 3時		野村・田向、船場向、赤石・堂田、明平、四十程、船場、田子ノ木、刺巻、大沢	田沢交流センター
2月21日(水)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		大山、仲村、打野、谷地村、西村、鎧畑	
2月22日(木)	午前9時～11時30分 午後1時～ 3時		前通、坂下、見附田、銅屋、先達	

◆申告する必要のない方◆

- 1 65歳以上で公的年金だけの収入で、その収入額が120万円以下の方
- 2 収入は給与のみで、前年は通年して1ヵ所の事業所からの給与のみであり、しかも年末調整が済んでいる方
医療費控除など、年末調整で出来なかった控除を受けようとする方は申告してください。
- 3 所得税の確定申告書を税務署に提出された方

◆申告相談に持参するもの◆

- 1 印鑑
- 2 口座番号の控え(本人のもの)
- 3 所得の証明となるもの(源泉徴収票など)
- 4 控除の証明となる領収書や支払証明書
(健康保険や社会保険庁から送付される年金の支払証明書、生命保険や損害保険などの支払証明書、医療費や介護料の領収書など)
医療費の領収書は事前に合計を計算してください。
- 5 障害者手帳(交付されている方のみ)
- 6 福祉事務所で発行する認定証(寝たきり等による介護を要する者)

● 所得税の還付を受けられる場合、源泉徴収票及び各種領収書等の添付が義務付けられています。無い場合には還付が受けられませんので、会社等から再発行してもらってください。

申告書の送付について

今年度も申告書用紙の事前送付はしませんので、日程を確認の上申告してください。

問合わせ先 仙北市役所税務課 TEL43 - 1117

相 談 日	受 付 時 間	対 象 地 区		会 場
2月23日(金)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分	西 木 地 区	西明寺地区(潟尻～荒町)	西木総合開発 センター
2月25日(日)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		小山田地区(八津～外谷地) 門屋地区(上門屋～六本杉)	
2月26日(月)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		上荒井地区(上橋元～西野) 小湊野(小白川～落合)	
2月27日(火)	午前9時～12時		西荒井地区、ニュータウン塚野腰	
2月28日(水)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分	角 館 地 区	中川地区	中川集落 センター
3月 1日(木)	午前9時～12時			
3月 2日(金)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		白岩・広久内地区	白岩集落 センター
3月 4日(日)	午前9時～11時30分 午後1時～ 3時30分		白岩・藺田地区	
3月 5日(月)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		西長野・下延地区	雲沢集落 センター
3月 6日(火)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時		雲然・八割地区	
3月 7日(水)	午前9時～12時			
3月 8日(木)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		下川原、大中島、金山下、菅沢、上菅沢、 外ノ山、下菅沢、水ノ目沢	角館広域交流 センター
3月 9日(金)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		岩瀬下夕野、西下夕野、勝楽、上野、岩瀬	
3月10日(土)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		小館、西田、西野川原、北野、西北野、古城、 川原町、表町上・下丁、裏町、細越町、山根町	
3月11日(日)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		東勝楽丁、歩行町、小人町、横町、大風呂、七日町、 花場下、上新町、中町、下中町、中菅沢、竹原町、 田町上・下丁、岩瀬町、下岩瀬町、下新町、西勝楽町	
3月13日(火)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		小勝田(中川原地区以外)、小勝田下川原地区	
3月14日(水)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		小勝田中川原地区	
3月15日(木)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時30分		仙北市全域(上記日程で都合の悪い方)	